

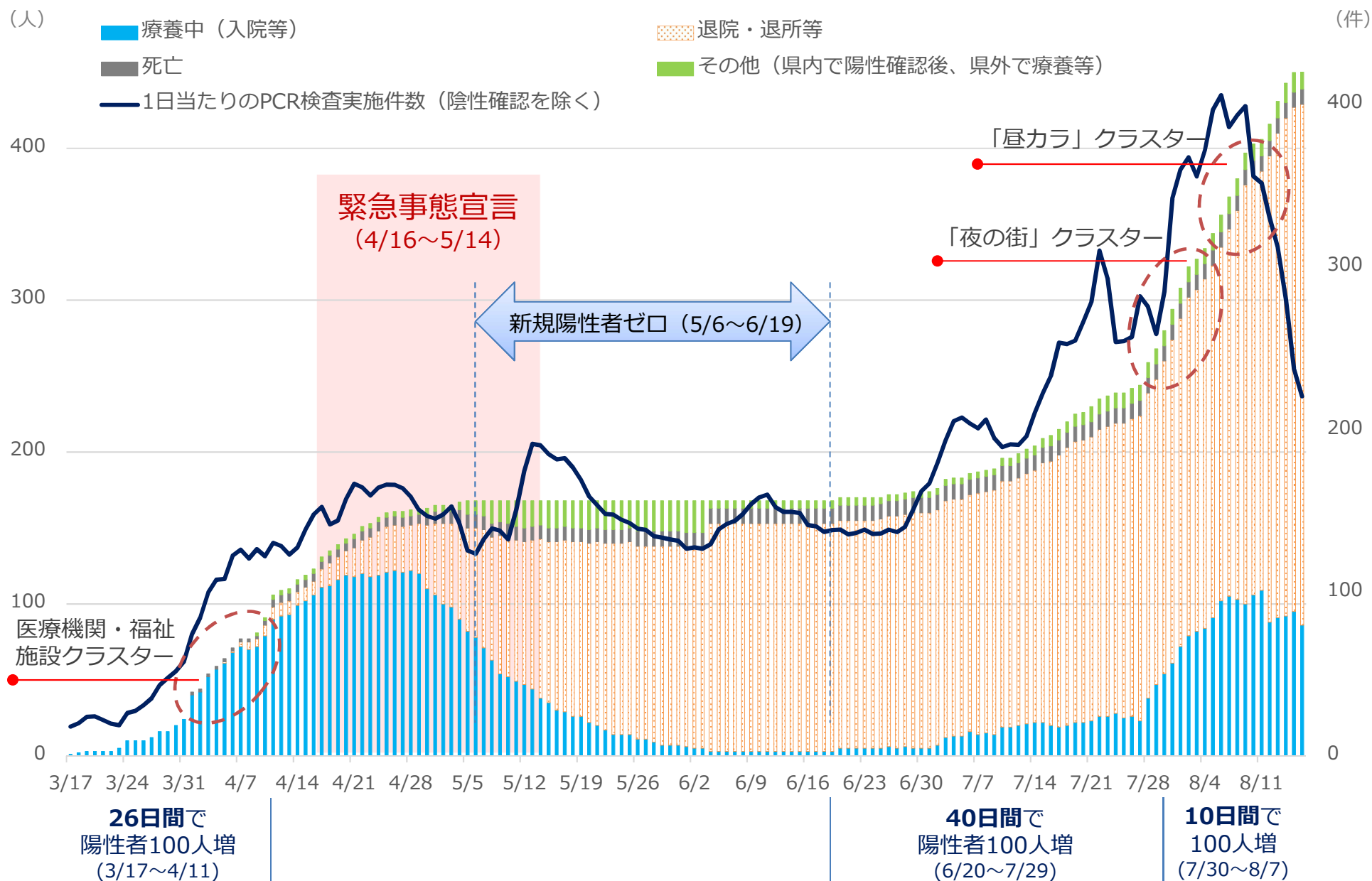
# 「茨城県新型コロナウイルス感染症の発生の予防又はまん延の防止と社会経済活動との両立を図るための措置を定める条例」案について



「茨 ひより(茨城県公認Vtuber)」

# 新型コロナウイルス感染症 県内陽性者の状況

茨城版コロナNext Ver.2



※「退院・退所等」には、入院中の陰性化確認により新型コロナウイルス感染症の治療終了、自宅療養中の陰性化確認により療養終了等を含む。  
 ※PCR検査件数については、曜日・休日等により数の増減が生じることから、傾向を適切に把握するために1週間平均を用いている。

# 緊急事態措置等の強化・緩和に関する判断指標

茨城版コロナNext<sup>Ver.2</sup>

(指標) ※いずれも、直近1週間の平均値		<b>Stage4</b> 感染爆発・医療崩壊のリスクが高い状態	<b>Stage3</b> 感染が拡大している状態	<b>Stage2</b> 感染が概ね抑制できている状態	<b>Stage1</b> 感染が抑制できている状態	(現在の状況) <b>8/17時点</b> (8/11~8/17の平均値)
県内の医療提供体制	①重症病床稼働率	60%超	60%以下	30%以下	10%以下	<b>5.2%</b> ※Stage1に該当
	②病床稼働率	70%超	70%以下	45%以下	30%以下	<b>32.2%</b> ※Stage2に該当
県内の感染状況	③1日当たりの陽性者数	10人超	10人以下	5人以下	1人以下	<b>7.6人</b> ※Stage3に該当
	④陽性者のうち、濃厚接触者以外の数	5人超	5人以下	3人以下	1人以下	<b>3.1人</b> ※Stage3に該当
	⑤陽性率	7%超	7%以下	3%以下	1%以下	<b>3.5%</b> ※Stage3に該当
都内の感染状況	⑥1日当たりの経路不明陽性者数	100人超	100人以下	50人以下	10人以下	<b>159.7人</b> ※Stage4に該当

総合的に判断し **Stage3**

# 第1波における課題と対応方針 (感染拡大防止と社会経済活動の両立)

## 第1波の課題

一律の外出自粛や休業要請による社会・経済活動の停滞



## 基本的な対応方針

**一律の行動制限を回避し、感染拡大防止と社会経済活動を両立**

### 克服すべき課題

- ・施設・店舗等における感染防止対策の不足，対策を実施していることの情報発信不足
- ・クラスター発生等による医療負担の拡大
- ・未知のウイルスに対する恐怖・不安（差別の解消）

### 実現に向けた方策

**方策①** 施設・店舗等の事業所※における感染症対策の徹底，情報発信の徹底

**方策②** 陽性者が出た際にクラスター化させないため、行動調査による囲い込みの徹底，濃厚接触者に限らない幅広い検査の徹底

**方策③** 差別の解消に向けた正しい知識の普及の徹底

※施設・店舗等の事業所；第1波での休業要請（時短営業含む）を行った事業者等の事業所

# 県におけるこれまでの対策

## 方策① 対策と情報発信の徹底に係る取組状況

- 「いばらきアマビエちゃん」の導入・促進
  - 3つの機能で対策を実施
    - 1) 感染症対策促進, 2) 対策状況の情報発信, 3) 接触可能性を通知
  - 登録状況16,260事業所, 利用登録状況107,377件 (8/17現在)
  - 登録事業所の公表
- 事業者支援 (休業要請協力金, 持続化給付金 等)
- 各種媒体による広報等

## 方策② 行動調査・幅広い検査の徹底に係る取組状況

- 保健所による徹底的な行動調査
  - 「いばらきアマビエちゃん」の活用
  - 接触確認アプリ「COCOA」の活用
- 幅広い検査の徹底 (ローラー作戦など)

## 方策③ 正しい知識の普及の徹底に係る取組状況

- 知事の動画メッセージ
- 県広報紙「ひばり」, ホームページ等での情報発信
- チラシ・ポスターの掲出 (厚生労働省) など

更なる促進施策 (インセンティブ等) と  
義務化 (条例) による対策の徹底が必要

# 条例制定の必要性

## 実現に向けた方策①～③を達成するため…

まずは…

### 更なる促進施策で強力に推進

- 「いばらきアマビエちゃん」を活用して対策を講じる事業者へ、**財政支援を含む支援施策を実施**
- 県民による「いばらきアマビエちゃん」**利用登録促進施策の実施**
- 県民の不安解消へ向け、**教育関連施策の実施**などきめ細かな情報提供

社会全体で取組むため…

### 義務化(条例)による対策の徹底

- 各種優遇施策と組合せ「いばらきアマビエちゃん」を活用した対策の徹底  
- **事業者の登録義務付け**、**県民の利用登録を義務付け**
- 県が行う**行動調査・検査への協力義務**、県の検査体制の充実
- **差別的取扱いの禁止**、差別解消のための措置の実施

# 更なる促進施策（インセンティブ等）

## 方策① 対策と情報発信の徹底に係る促進施策

### 【事業者向け】

- 市町村と連携した需要喚起策等（「いばらきアマビエちゃん」登録事業者）
- 感染防止対策経費の一部助成（「いばらきアマビエちゃん」登録事業者）

### 【利用者向け】

- 「いばらきアマビエちゃん」の利用登録者を対象としたプレゼントキャンペーン
  - － 利用登録及び登録店舗評価をした方の中から毎月2回抽選
  - － 当選者へ豪華県産品プレゼント（プレゼント金額，当選者数は調整中）

## 方策② 行動調査・幅広い検査の徹底に係る促進施策

### ■ 検査体制を拡充

- － 検査件数500件/日（7月末現在）を1,100件/日を目指して拡充
- － 検査可能な機関を順次拡大（地域外来・検査センター7か所→15か所）

## 方策③ 正しい知識の普及の徹底に係る促進施策

- 差別禁止ポスター・動画の作成
- 県内企業における社内教育等のための共通テキストの作成



# 条例による3つの施策の徹底

## ① 対策と情報発信の徹底のための「いばらきアマビエちゃん」の登録義務化

- 登録と宣誓書の掲示を義務付け，同意を得た登録事業所の公表
- 丁寧な指導をしても必要な取組を実施しない場合は勧告を経て事業所名等を公表
- 義務対象は，休業要請等対象事業者など条例等で限定

## ② 行動調査・幅広い検査の徹底のための協力義務化

- 県が実施する行動調査・広範囲な検査への協力を義務付け
- 県が広範囲な検体調査を行う際，事業者に対し協力を義務付け
- 県に検査体制の充実を義務付け

## ③ 正しい知識の普及のための措置

- 不当な差別的取扱いの禁止
- 県，事業者，県民による差別解消のための措置  
(県による教育テキスト作成，事業者による社内教育の実施等)

新型コロナウイルスの感染拡大防止と  
社会・経済活動の両立



# アマビエちゃんを義務付ける事業所の考え方について

## アマビエちゃんを義務付ける事業所の範囲

■ 考え方（以下の要素を条例に規定し、具体的な施設・業種については知事が別に定める）

条例の義務対象とする施設・業種は、①～③等の要素を考慮して総合的に判断。

- ① 主に不特定の者が出入りする施設であって、当該者により施設内で密（一定の場所に一定時間滞留，不特定多数の者が密集）になりやすい施設※

※大規模イベントの場合は屋外含む

- ② 第1波での休業要請・時短営業対象施設  
③ クラスタ発生業種

### 【義務対象となる主な事業所】

- ・ スナック、キャバレー等
- ・ カラオケ、ライブハウス等
- ・ 劇場等
- ・ ホテル、旅館
- ・ 百貨店・ショッピングモール
- ・ 飲食店
- ・ 理容室・美容室
- ・ 大規模イベント

### 【義務対象とならない主な事業所】

- ・ 学校
- ・ 病院・診療所  
\*感染症対策を実施している蓋然性が高いので対象外
- ・ 介護施設等
- ・ 食品スーパー
- ・ オフィス

注；今後の感染状況により義務対象施設を追加する場合がある

# 条例の義務対象とする事業所について

種 類	4月に実施した休業要請対象施設	条例の義務対象の事業所
遊興施設等	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、ダーツバー、パブ、性風俗店、デリヘル、アダルトショップ、個室ビデオ店、カラオケボックス、ライブハウス、ネットカフェ、漫画喫茶、場外（車・船）券場 等	(同左)
大学・学習塾	大学、 <u>専門学校</u> 、 <u>高等専門学校</u> 、自動車教習所、学習塾 等	自動車教習所、学習塾 等
運動・遊技施設	パチンコ店、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ、マージャン店、ゲームセンター、体育館、屋内・屋外水泳場、ボウリング場、スケート場、柔剣道場、テーマパーク、遊園地、ゴルフ練習場・バッティング練習場(※屋内)、陸上競技場・野球場・テニスコート(※観客席) 等	(同左)
劇場等	劇場、観覧場、プラネタリウム、映画館、演芸場 等	(同左)
集会場・展示施設、商業施設、 <u>文教施設</u> 等 ※商業施設は、生活必需物資の小売関係等以外の店舗等		集会場・展示施設、商業施設、 <b>宿泊施設（ホテル・旅館等）</b> 等 ※商業施設は、生活必需物資の小売関係等以外の店舗等が対象。 <b>※百貨店、ショッピングモールは、当該建屋と義務対象業種のテナントがそれぞれ対象。</b>
その他	—	<b>理髪店・美容院、結婚式場、葬儀場</b>
種 類	4月に実施した営業時間短縮要請対象施設	条例の義務対象の事業所
食事提供施設	飲食店、料理店、喫茶店、和菓子・洋菓子店 等 ※宅配・テイクアウト除く	(同左)

凡例…休業要請等対象施設のうち下線は条例対象から削除、**太字は条例対象に追加**

# パブリックコメントについて

- 期 間：令和2年8月18日（火）  
から8月31日（月）まで（2週間）
  - 場 所：行政情報センター（県庁3階）、各県民センターの  
県民福祉課、県ホームページ
- URL <https://www.pref.ibaraki.jp/bugai/koho/kenmin/category/public-comment.html>
- 意見提出方法：電子メール、ファクシミリ、郵便（電話は不可）



「茨 ひより(茨城県公認Vtuber)」

# 茨城県新型コロナウイルスの感染症の発生の予防又はまん延の防止と社会経済活動との両立を図るための措置を定める条例（案）の骨子

## 第1章 総則（第1条, 第2条）

### 第1条 目的規定

新型コロナウイルス感染症の発生の予防又はまん延の防止と社会経済活動との両立を図ることを目的

### 第2条 定義規定

①新型コロナウイルス感染症, ②事業者, ③特定システム(いばらきアマビエちゃん)の3つを定義

## 第2章 特定システムへの登録等（第3条～第7条）

### 第3条 事業者の特定システムへの登録等

- (1) 特定システムの登録を義務付ける事業者の範囲(以下の3点等の要素を総合的に考慮して知事が別に定める)
- ①不特定の者の用に供され, 当該者が施設の一定の場所に一定の時間とどまることとなる施設の利用形態
  - ②第1波の際, 休業要請・時短営業の実施状況
  - ③クラスター発生状況
- (2) 登録と宣誓書の掲示を義務付け
- (3) その他登録事項, 変更手続, 同意を得た登録事業所の公表等を規定

### 第4条 事業所の利用者による特定システム活用等

事業所の利用者に宣誓書のQRコードの読み込み及びメール送信を義務付け

### 第5条 県による登録情報の漏洩防止措置

### 第6条 事業者に対する措置

- (1) 知事は, 登録・宣誓書の掲示をしていない場合, 登録事項が事実と相違している場合に指導・助言
- (2) 知事は, (1)の指導・助言に従わない場合に勧告
- (3) 知事は, (2)の勧告をした場合に事業所の名称, 所在地等を公表

### 第7条 報告の徴収及び立入検査を規定

# 茨城県新型コロナウイルスの感染症の発生の予防又はまん延の防止と 社会経済活動との両立を図るための措置を定める条例（案）の骨子

## 第3章 新型コロナウイルス感染症に係る調査等への協力等（第8条～第11条）

**第8条 県民に対する質問・調査への協力を義務付け**

**第9条 検体の提出又は採取への協力等**

- (1) 県民に対する検体の提出又は採取への協力を義務付け
- (2) 感染症法による検体調査を実施する場合に、事業者に対し当該実施への協力を義務付け

**第10条 県による調査等の情報の漏洩防止措置**

**第11条 県による検査体制の充実**

## 第4章 差別的取扱いの禁止等（第12条）

**第12条 差別的取扱いの禁止等**

- (1) 不当な差別的取扱いの禁止
- (2) 県、事業者、県民による差別解消のための措置

## 第5章 雑則（第13条、第14条）

**第13条 県、事業者、県民による社会経済との両立のための措置**

**第14条 規則への委任**

## 付則

施行期日：公布の日

条例の失効：条例施行の日から起算して3年を経過した日

# 「夜の街クラスター」の調査及びローラー作戦の実施結果（経過報告）

- ◆ 水戸市において、特定繁華街(\*)における陽性者の濃厚接触者**130名を検査** ※大工町, 泉町, 天王町, 五軒町, 栄町  
⇒**陽性者25名**を確認, **8/8以降新たな陽性者の確認ナシ**
- ◆ 店舗名を公表した2店に限らず, 「特定繁華街」の関係者**1,087名を幅広く検査** (8/21までの予約者含む)  
⇒**陽性者2名** (利用客) を確認, **8/9以降新たな陽性者の確認ナシ**

## 8/21までローラー作戦を継続

～ローラー作戦の実施結果～

